



事務所だより9月



◆受動喫煙防止対策を行った飲食店等に助成金◆

◆喫煙室設置による空間分煙の促進
厚生労働省では、飲食店・旅館等を経営する中小企業が、店舗等に喫煙室を設置し、その喫煙室以外での喫煙を禁止した場合に、喫煙室設置に係る費用の一部を助成する制度の創設を発表しました。
この助成金の対象とされる中小企業は、以下の通りです。

- (1) 飲食店、喫茶店または旅館業の事業者
 - (2) 喫煙室設置による空間分煙を行う事業者
 - (3) 喫煙室設置に係る書類を整備している事業者
- なお、上記の「飲食店」には、食堂、レストラン、専門料理店、酒場、喫茶店、その他の飲食店、「旅館業」には、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業が含まれるとされています。

ベランダのホタル族さんたち。公共の場での喫煙は、ガラス張りの中ですね。

支給額は、「喫煙室設置に係る費用の4分の1」とされており、支給上限は「200万円」となっています。

なお、この助成金は、10月1日から実施される予定です。
〔厚生労働省ホームページ〕

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001gvb6-att/2r9852000001h1ay.pdf>

◆障害年金加算改善法について◆

障害年金加算改善法は、公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について、結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る目的で、平成22年4月28日に公布され、平成23年4月1日より施行されました。平成23年4月より、加算制度（配偶者やお子さんがある場合に年金に一定の金額を加算する制度）が変わり、障害年金を受け取る権利が発生した後に生計を維持している配偶者やお子さんを有した場合にも、加算できるようになりました。

子の加算は、18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）がいる場合です。

◆最低賃金 ちよっぴり賃上げ◆

2011年度の最低賃金の引き上げ額が7月26日に決まりました。賃上げの目安額は6円で、5年ぶりに10円を下回りました。東日本大震災が企業に与える営業に配慮した決定です。

一部の都道府県で最低賃金が生活保護水準を下回る問題は解決できませんでした。現在は下記の9都道府県で最低賃金が生活保護の水準を下回っています。（北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）

来年以降に生活保護と最低賃金の逆転解消が進むかは不透明です。経済が好転すれば再び10円以上最低賃金を引き上げ、差額を埋めることも可能です。一方、生活保護の給付水準も毎年上昇しており、なかなか生活保護の給付水準に追いつけないという事情もあるようです。

京都府は、現在749円の最低賃金から1円上がって、750円になります。引き上げ額の最も多いのは、神奈川の18円（818→836）、続いて東京の16円（821→837）です。

◆時間外労働 36(サブロク)協定の必要性◆

労基法36条は時間外及び休日の労働を定めている法律です。時間外労働、休日労働が許されるためには、事業場の労働者の過半数で組織されている労働組合と書面による協定（いわゆる36協定）を結び、労働基準監督署に届けなければなりません。労働基準法は、1日8時間、1週40時間を法定労働時間とし、この時間を越えて労働させてはならないとしています。休日については、少なくとも週に1回与えることとしています。

36協定がない場合には、通常は労働者を時間外や休日に労働させることはできません。

コンプライアンス（法令遵守）の時代、知らなかったではすまされません。

平成23年（2011）9月

1	木	
2	金	
3	土	
4	日	1級管工事施工管理技術検定試験 1級学科試験 1級造園施工管理技術検定試験
5	月	
6	火	木造建築士試験「学科の試験」合格者の発表日
7	水	
8	木	
9	金	重陽の節句（菊の節句）
10	土	
11	日	2級建築士試験「設計製図の試験」
12	月	十五夜 源泉所得税の納付 住民税の特別徴収額の納付
13	火	
14	水	
15	木	
16	金	
17	土	1級土木施工管理技術検定試験 合格発表日
18	日	
19	月	敬老の日
20	火	
21	水	
22	木	1級建築及び電気工事施工管理技術検定試験 実地試験受検票送付
23	金	秋分の日
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	
30	金	

